

医療・介護関係事業者における
個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
(案)

平成16年10月
厚生労働省

目次

I 本指針の趣旨、目的、基本的考え方

1. 本指針の趣旨	1
2. 本指針の構成及び基本的考え方	1
3. 本指針の対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲	1
4. 本指針の対象となる「個人情報」の範囲	2
5. 大臣の権限行使との関係等	2
6. 医療・介護関係事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化	3
7. 責任体制の明確化と患者・利用者窓口の設置等	3
8. 遺族への診療情報の提供の取扱い	3
9. 個人情報研究に活用される場合の取扱い	4
10. 遺伝情報を診療に活用する場合の取扱い	4
11. 他の法令等との関係	5
12. 認定個人情報保護団体における取組	5

II 用語の定義等

1. 個人情報（法第2条第1項）	6
2. 個人情報の匿名化	6
3. 個人情報データベース等（法第2条第2項）、個人データ（法第2条第4項）、 保有個人データ（法第2条第5項）	7
4. 本人の同意	7
5. 家族等への病状説明	8

III 医療・介護関係事業者の義務等

1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）	9
2. 利用目的の通知等（法第18条）	12
3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保（法第17条、第19条）	14
4. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第20条～第22条）	15
5. 個人データの第三者提供（法第23条）	20
6. 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条）	27
7. 本人からの求めによる保有個人データの開示（法第25条）	29
8. 訂正及び利用停止（法第26条、第27条）	31
9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料（法第29条、第30条）	33
10. 理由の説明、苦情対応（法第28条、第31条）	36

IV 指針の見直し等

1. 必要に応じた見直し	37
2. 本指針を補完する事例集等の作成・公開	37

別表1 医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけ られている記録例	38
別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的	44
別表3 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される主な事例（法令に基づく場合）	46
別表4 医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等	49
別表5 医学研究分野における関連指針	52